第３節　水産業をめぐる国際情勢

（１）世界の漁業・養殖業生産

（漁業・養殖業生産量の推移）

世界の漁業・養殖業を合わせた生産量は増加し続けています。平成28（2016）年の漁業・養殖業生産量は前年より２％増加して２億224万トンとなりました（図Ⅱ－３－１）。このうち漁船漁業生産量は、1980年代後半以降は横ばい傾向となっている一方、養殖業生産量は急激に伸びています。

図Ⅱ－3－1　世界の漁業・養殖業生産量の推移

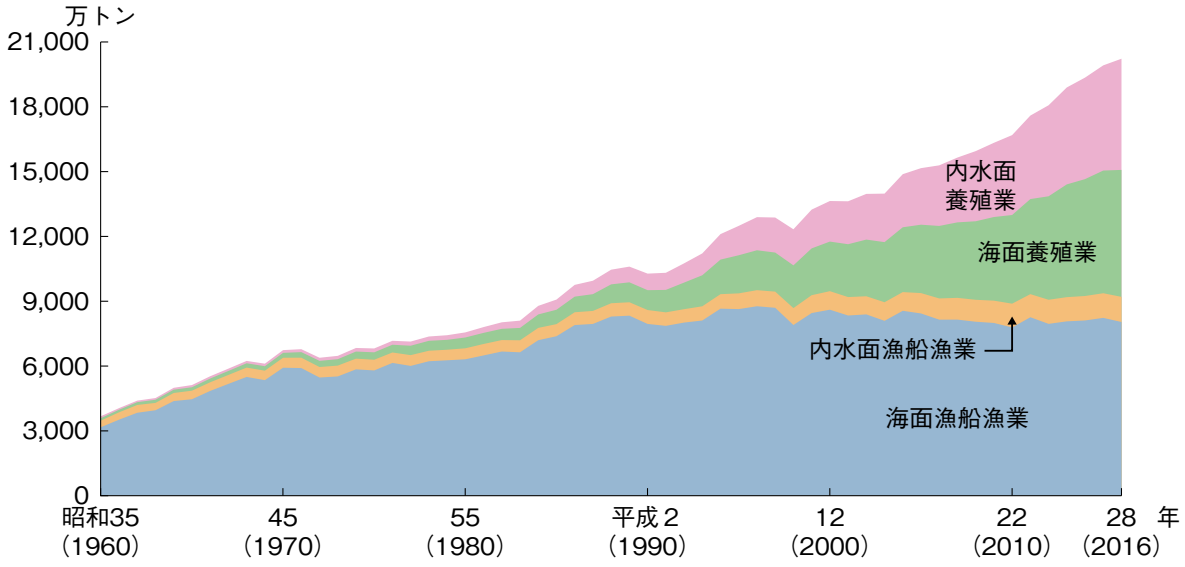

資料：FAO「Fishstat（Capture Production、Aquaculture Production）」（日本以外の国）及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（日本）に基づき水産庁で作成

漁船漁業生産量を主要漁業国・地域別に見ると、EU、米国、我が国等の先進国・地域の漁獲量は過去20年ほどの間、おおむね横ばいから減少傾向で推移してきているのに対し、中国、インドネシア、ベトナムといったアジアの新興国をはじめとする開発途上国による漁獲量の増大が続いており、中国が1,781万トンと世界の19％を占めています。

また、魚種別に見ると、ニシン・イワシ類が1,554万トンと最も多く、全体の28％を占めていますが、多獲性浮魚類は環境変動により資源水準が大幅な変動を繰り返すことから、ニシン・イワシ類の漁獲量も増減を繰り返しています。タラ類は1980年代後半以降から減少傾向が続いていましたが、2000年代後半以降から増加傾向に転じています。マグロ・カツオ・カジキ類、イカ・タコ類及びエビ類は、長期的にみると増加傾向で推移しています（図Ⅱ－３－２）。

図Ⅱ－3－2　世界の漁船漁業の国別及び魚種別漁獲量の推移

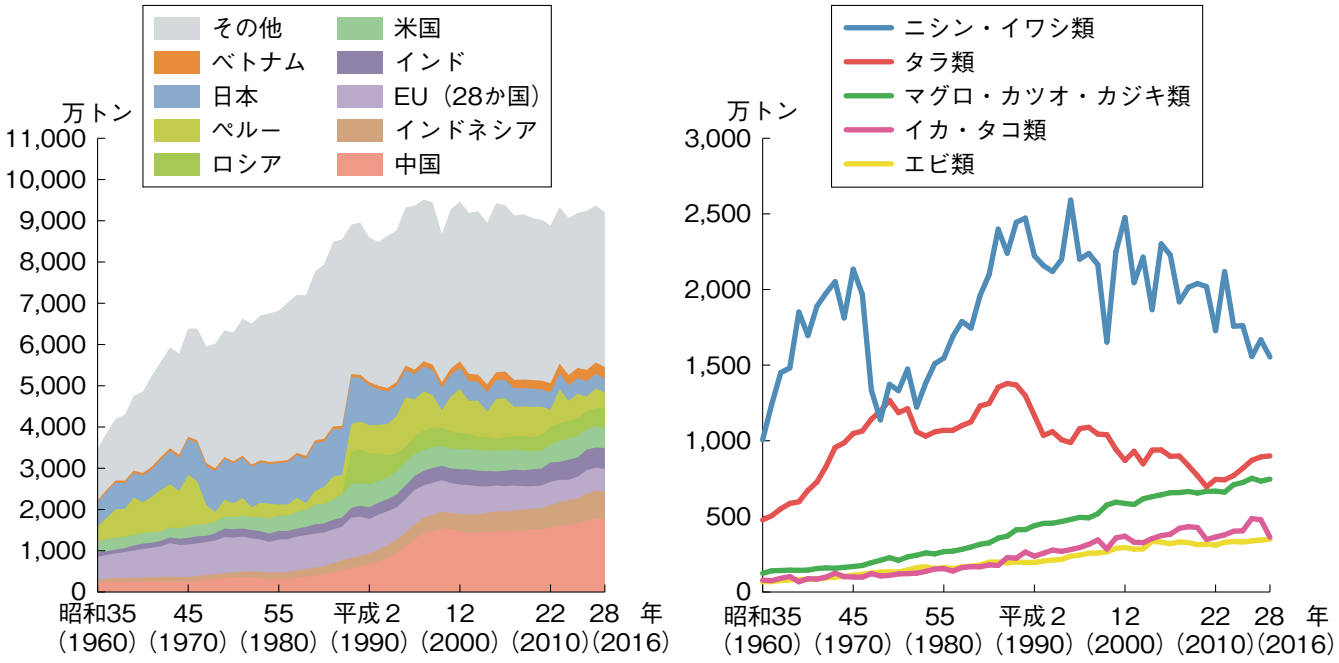

資料：FAO「Fishstat（Caputre Production）」（日本以外の国）及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（日本）に基づき水産庁で作成

一方、養殖業生産量を国別に見ると、中国及びインドネシアの増加が顕著であり、中国が6,372万トンと世界の58％、インドネシアが1,662万トンと世界の15％を占めています。

また、魚種別に見ると、コイ・フナ類が3,054万トンと最も多く、全体の28％を占め、次いで紅藻類が1,847万トン、褐藻類が1,051万トンとなっており、近年、これらの魚種の増加が顕著となっています（図Ⅱ－３－３）。

図Ⅱ－3－3　世界の養殖業の国別及び魚種別生産量の推移

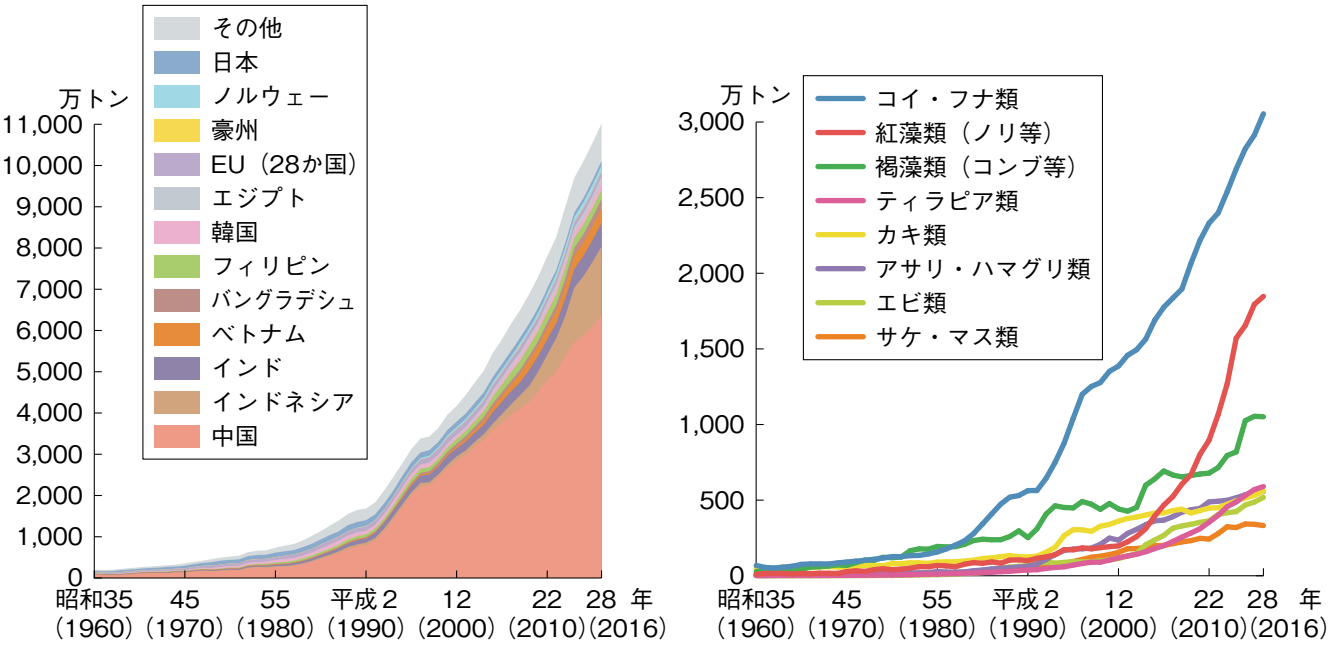

資料：FAO「Fishstat（Aquaculture Production）」（日本以外の国）及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（日本）に基づき水産庁で作成

（世界の水産資源の状況）

FAOは、世界中の資源評価の結果に基づき、世界の海洋水産資源の状況をまとめています。これによれば、持続可能なレベルで漁獲されている資源の割合は漸減傾向にあります（図Ⅱ－３－４）。昭和49（1974）年には90％の水産資源が適正レベル又はそれ以下のレベルで利用されていましたが、平成25（2013）年にはその割合は69％まで下がってきています。これにより、過剰に漁獲されている資源の割合は、10％から31％まで増加しています。また、世界の資源のうち、適正レベルの上限まで漁獲されている資源は58％、適正レベルまで漁獲されておらず生産量を増大させる余地のある資源は11％に留まっています。

図Ⅱ－3－4　世界の資源状況

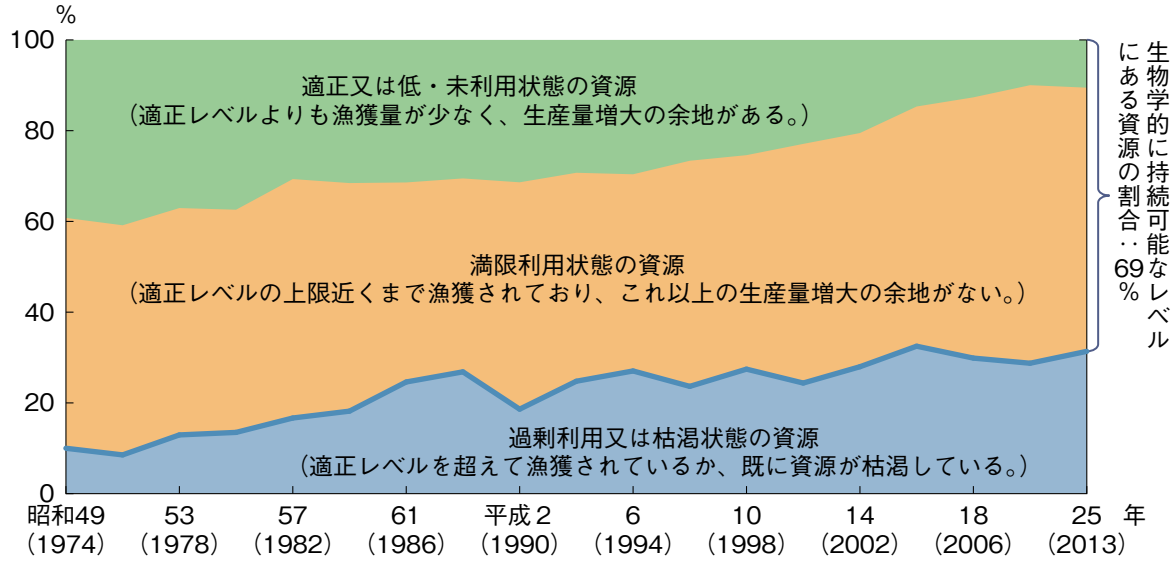

資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2016」に基づき水産庁で作成

（世界の漁業生産構造）

FAOによれば、平成26（2014）年には、世界で漁業・養殖業の従事者は約5,700万人でした。このうち、３分の２に当たる約3,800万人が漁船漁業の従事者、約1,900万人が養殖業の従事者です（図Ⅱ－３－５）。過去、漁業・養殖業従事者は増加してきましたが、近年は横ばいで推移しています。

図Ⅱ－3－5　世界の漁業・養殖業従事者数の推移

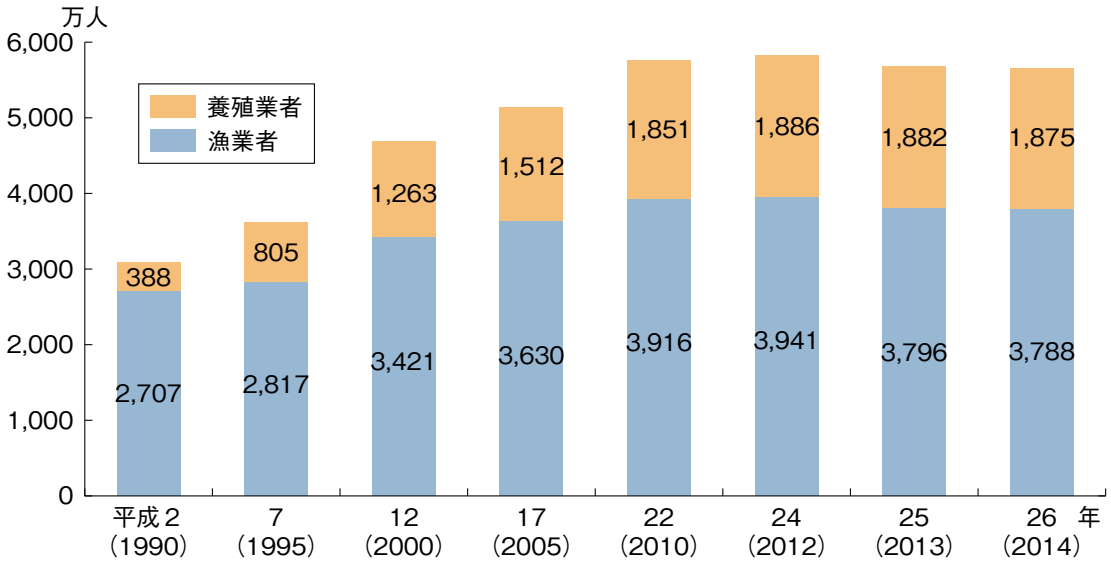

資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture」

（2）世界の水産物消費

我が国では「魚離れ」が長らく水産業にとっての課題となっていますが、世界では魚の消費量が増加し続けています。世界の１人当たりの食用水産物の消費量は過去半世紀で２倍以上に増加し、そのペースは衰えをみせていません（図Ⅱ－３－６）。

FAOは、水産物の消費量の増加の要因として、輸送技術等の発達により食品流通の国際化が進展し、また、都市人口の増加を背景に国際的なフードシステムとつながったスーパーマーケット等での食品購入が増えていること、また、この結果として経済発展の進む新興国や途上国では芋類等の伝統的主食からたんぱく質を多く含む肉、魚等へと食生活の移行が進んでいることなどを挙げています。さらに、健康志向の高まりも水産物の消費を後押ししているものと考えられます。魚介類は、世界の動物性たんぱく質供給量の16％を担う重要な食料資源となっています。

１人当たりの水産物消費量の増加は世界的な傾向ですが、とりわけ、元来より魚食習慣の強いアジアやオセアニア地域では、生活水準の向上に伴って顕著な増加を示しています。特に、中国では過去半世紀に約８倍、インドネシアでは約３倍となるなど、新興国を中心とした伸びが目立ちます（図Ⅱ－３－７）。

一方、動物性たんぱく質の摂取が既に十分な水準にあるヨーロッパ及び北米地域では、その伸びは鈍化傾向にあります。我が国の１人当たりの水産物消費量は、高水準ではあるものの50年前と同水準まで減少してきており、世界の中では例外的な動きをみせています。

図Ⅱ－3－6　地域別の世界の１人１年当たり食用魚介類消費量の推移（粗食料ベース）

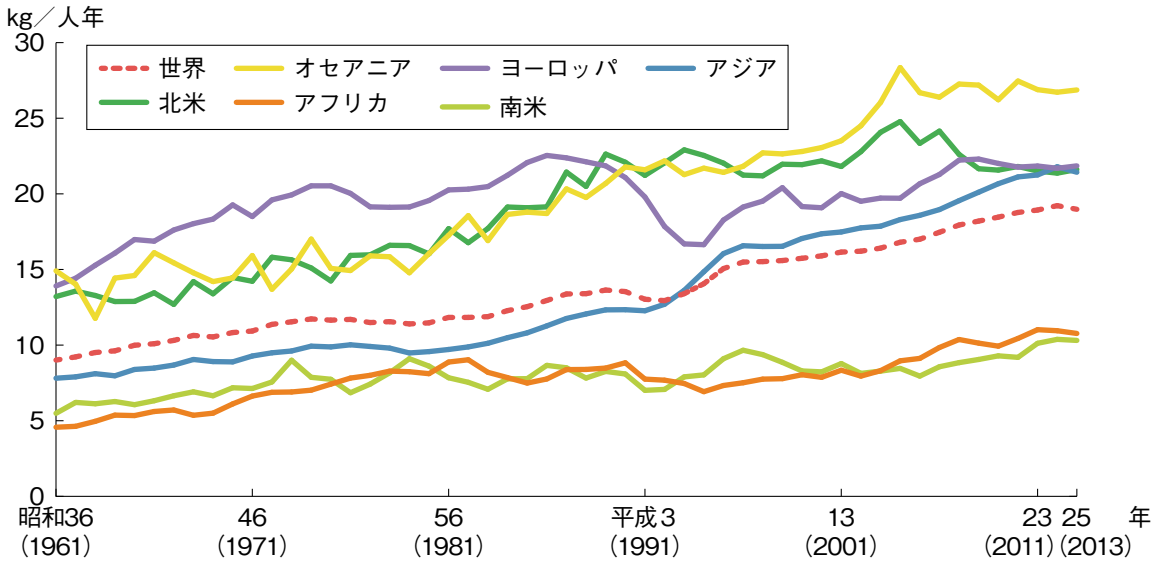

資料：FAO「FAOSTAT(Food Balance Sheets)」
注：粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

図Ⅱ－3－7　主要国・地域の１人１年当たり食用魚介類消費量の推移（粗食料ベース）

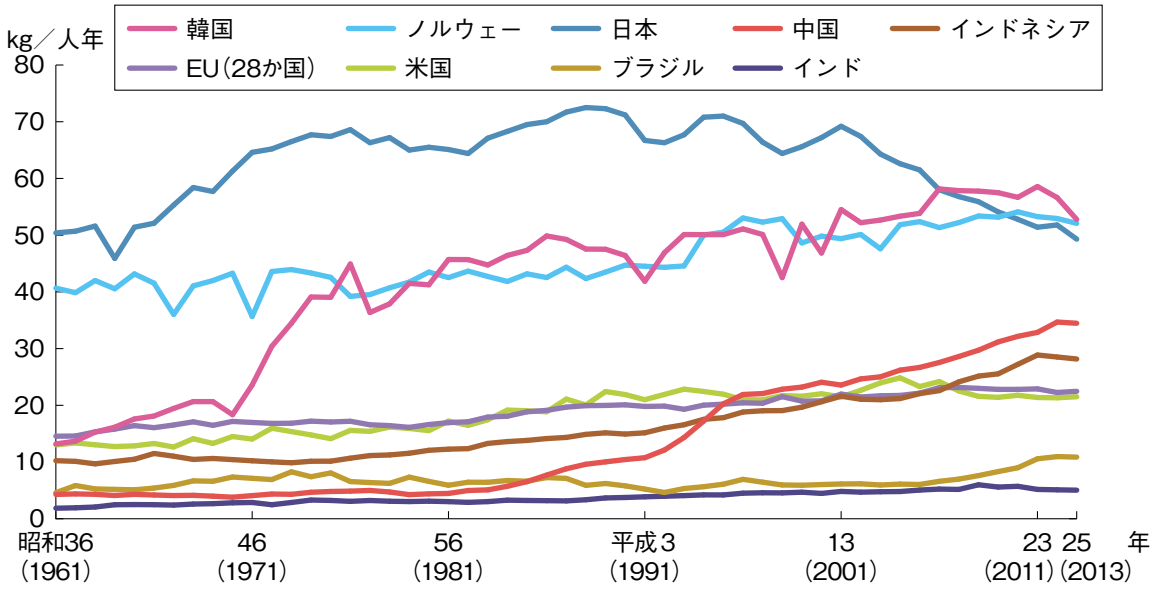

資料：FAO「FAOSTAT(Food Balance Sheets)」（日本以外の国）及び農林水産省「食料需給表」（日本）
注：粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

（３）世界の水産物貿易

（拡大する世界の水産物貿易）

現代では様々な食料品が国際的に取引されており、多くの国で食料品の輸出入なしには人々の生活は成り立ちません。中でも水産物は特に国際取引に仕向けられる割合の高い国際商材であり、世界の漁業・養殖業生産量の３割以上が輸出に仕向けられています。また、輸送費の低下と流通技術の向上、人件費の安い国への加工場の移転、貿易自由化の進展等を背景として、水産物貿易は、量・額ともに総じて増加傾向にあります（図Ⅱ－３－８）。

世界のほぼ全ての国が水産物の輸出入に関わっています。このうち輸出量では、EU、中国、ノルウェー、ロシア等が上位を占めており、輸入量ではEU、中国、米国、日本等が上位となっています。特に中国による水産物の輸出入量は大きく増加しており、2000年代半ば以降、単独の国としては世界最大の輸出国かつ輸入国となっています。ただし、輸出入金額の面では中国は世界最大の純輸出国であり、EU、米国、日本等が主な純輸入国・地域となっています（図Ⅱ－3－9）。

図Ⅱ－3－8　世界の水産物輸出入量の推移

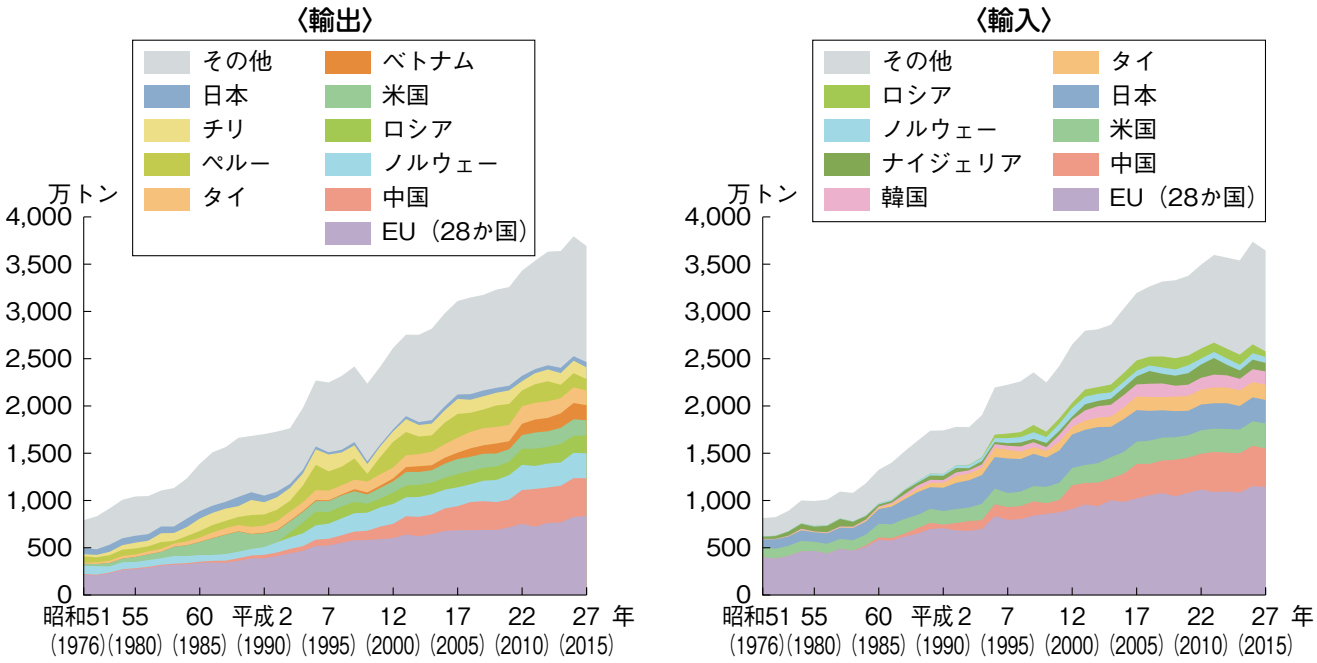

資料：FAO「Fishstat（Commodities Production and Trade）」
注：EUの輸出入量にはEU域内における貿易を含む。

図Ⅱ－3－9　主要国・地域の水産物輸出入額及び純輸出入額

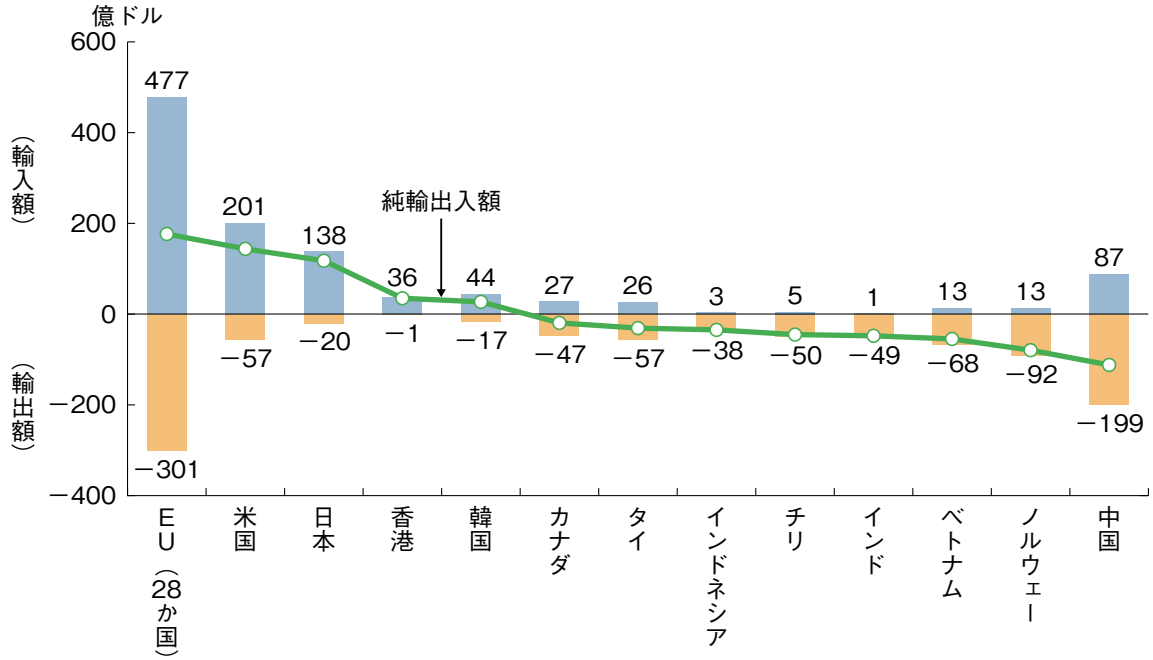

資料：FAO「Fishstat（Commodities Production and Trade）」（平成27（2015）年）に基づき水産庁で作成
注：EUの輸出入額にはEU域内における貿易を含む。

（水産物の国際価格の動向）

食用水産物の国際取引価格は、国際的な需要の高まりを背景にリーマンショック後の平成21（2009）年等を除けば上昇基調にあります。経済協力開発機構（OECD）及びFAOは、今後10年間の水産物価格について、若干低下する年もあるものの、総じて高値で推移すると予測しています（図Ⅱ－３－10）。

図Ⅱ－3－10　世界の水産物価格の推移

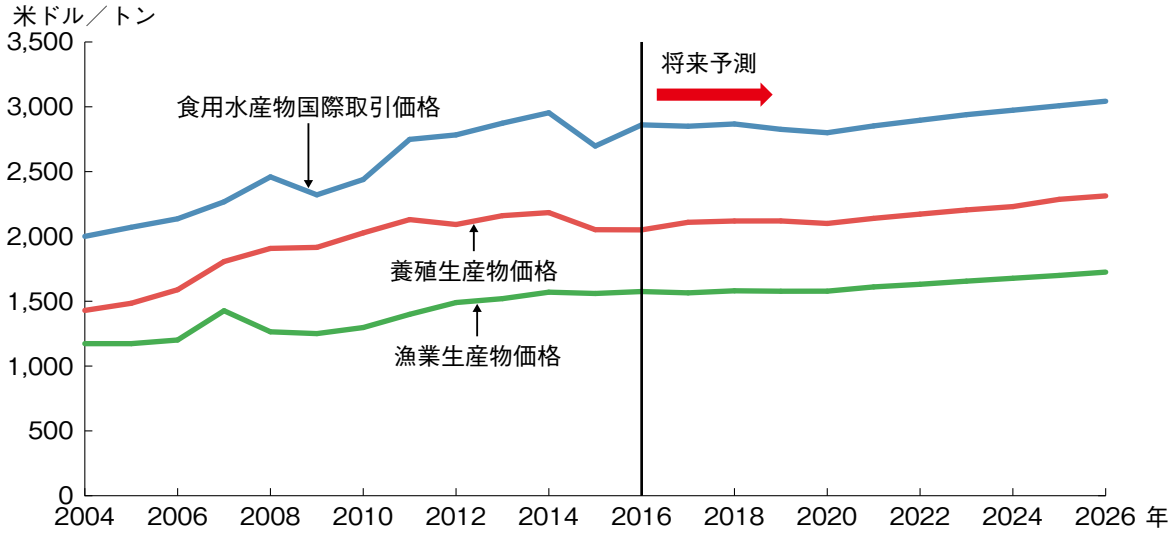

資料：OECD－FAO「Agricultural Outlook2017-2026」

（４）水産物貿易をめぐる国際情勢

（WTOに関する動き）

平成13（2001）年に開始された世界貿易機関（WTO）のルール交渉会合においては、過剰漁獲能力及び過剰漁獲を抑制する観点から、各国の漁業補助金に関するWTO協定の規律を策定するための議論が行われてきました。平成27（2015）年、国連において「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されたことを受け、平成28（2016）年10月以降、EU等複数の国・グループからIUU[＊1]漁業に対する補助金や乱獲状態の資源に悪影響を与える補助金を禁止する等の提案が提出されるなど、議論が活発化しました。平成29（2017）年12月に開催された第11回WTO閣僚会議では、補助金の禁止に関する合意には至らず、平成31（2019）年の第12回閣僚会議に向けて議論を継続することとなりました。

これまで我が国は、政策上必要な補助金は認められるべきであり、禁止される補助金は、真に過剰漁獲能力・過剰漁獲につながるものに限定すべきとの立場で交渉に臨んできました。今後ともこのような我が国の立場を主張する必要があります。

＊1　Illegal、Unreported and Unregulated：違法・無報告・無規制（詳細109ページ参照）

（TPPに関する動き）

環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」といいます。）は、平成28（2016）年２月に参加12か国が協定への署名を行い、我が国は平成29（2017）年１月に国内手続の完了を寄託国であるニュージーランドに通報し、TPP協定を締結しました。

その後、平成29（2017）年１月の米国によるTPPの離脱表明を受け、米国を除く11か国でTPPの早期発効に向けた議論が進められました。

そして、同年11月には、ベトナムのダナンで開催されたTPP閣僚会合において「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（TPP11協定）の大筋合意が確認され、平成30（2018）年１月に東京で開催された首席交渉官会合で協定文が最終的に確定しました。

平成30（2018）年３月には、チリのサンティアゴにおいて参加11か国による協定への署名が行われました。今後、我が国を含め参加11か国で国内手続が進められることになり、このうち６か国で国内手続が完了した旨を寄託者に通報した日の60日後に協定は発効されることとなっています。

TPP11は、TPPのハイスタンダードを維持する観点から、物品市場アクセスに関するものを含め、各規定の修正は行わないこととしています。

（５）多国間の漁業関係

（地域漁業管理機関）

国連海洋法条約では、沿岸国及び高度回遊性魚種を漁獲する国は、資源の保存及び利用のため、EEZの内外を問わず地域漁業管理機関を通じて協力することを規定しています。

この地域漁業管理機関では、沿岸国や遠洋漁業国などの関係国・地域が参加し、資源評価や遵守状況の検討を行った上で、漁獲量規制、漁獲努力量規制、技術的規制などの実効ある資源管理の措置に関する議論が行われます。

特に、高度に回遊するカツオ・マグロ類は、世界の全ての海域で、それぞれの地域漁業管理機関による管理が行われています。また、カツオ・マグロ類以外の水産資源の管理についても、底魚を管理する北西大西洋漁業機関（NAFO）等の既存の地域漁業管理機関に加え、近年、サンマ・マサバ等を管理する北太平洋漁業委員会（NPFC）などの新たな地域漁業管理機関も設立されています。

我が国は、責任ある漁業国として、我が国漁船の操業海域や漁獲対象魚種に関し設立された地域漁業管理機関に加盟し、資源の適切な管理と持続的利用のための活動に積極的に参画しています。

（カツオ・マグロ類の地域漁業管理機関の動向）

世界のカツオ・マグロ類資源は、地域又は魚種別に５つの地域漁業管理機関によって全てカバーされています。このうち、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）、全米熱帯まぐろ類保存委員会（IATTC）、大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）及びインド洋まぐろ類委員会（IOTC）の４機関は、それぞれの管轄水域内においてミナミマグロ以外の全てのカツオ・マグロ類資源について管理責任を負っています。また、南半球に広く分布するミナミマグロについては、みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）が一括して管理を行っています。

図Ⅱ－3－11　カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域

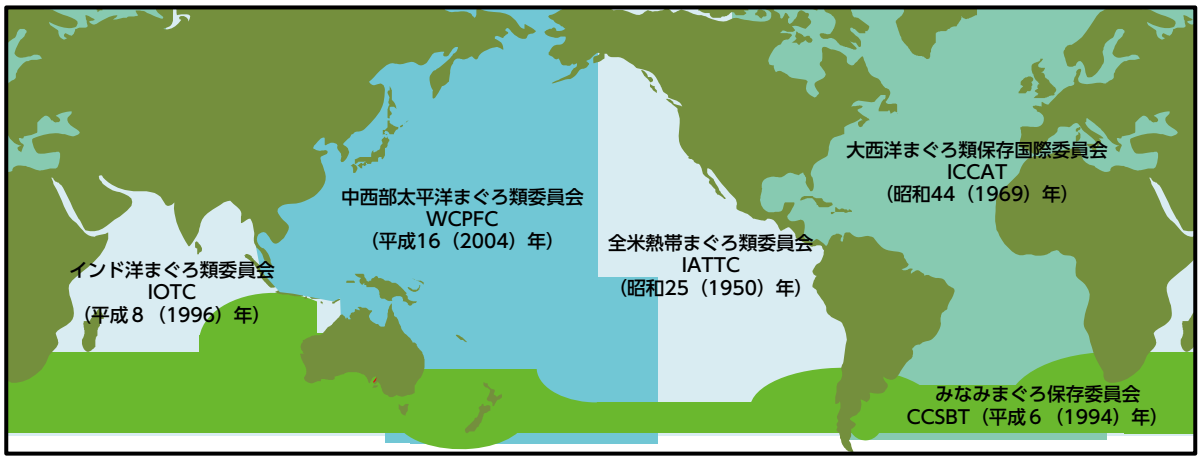

注：（　）は条約発効年

○西太平洋におけるカツオ・マグロ類の管理（WCPFC）

太平洋の西側でカツオ・マグロ類の資源管理を担うWCPFCの水域には、我が国周辺水域が含まれ、この水域においては、我が国のかつお・まぐろ漁船（はえ縄、一本釣り及び海外まき網）約570隻のほか、沿岸はえ縄漁船、まき網漁船、一本釣り漁船、流し網漁船、定置網、ひき縄漁船等がカツオ・マグロ類を漁獲しています。

北緯20度以北の水域に分布する太平洋クロマグロ等の資源管理措置に関しては、WCPFCの下部組織の北小委員会で実質的な協議を行っています。特に、太平洋東部の米国やメキシコ沿岸まで回遊する太平洋クロマグロについては、太平洋全域での効果的な資源管理を行うために、北小委員会と東部太平洋のマグロ類を管理するIATTCの合同作業部会が設置され、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）[＊1]の資源評価に基づき議論が行われます。その議論を受け、北小委員会が資源管理措置案を決定し、WCPFCへ勧告を行っています。

太平洋クロマグロの親魚資源量は、減少傾向には歯止めがかかっているものの、現在歴史的に低い水準（平成26（2014）年は約1.7万トン）にあるとのISCの資源評価を踏まえ、第１節でも述べたように、WCPFCでは、①2024年までに、少なくとも60％の確率で歴史的中間値（約4.1万トン）[＊2]まで親魚資源量を回復させることを暫定回復目標とすること、②30kg未満の小型魚の漁獲を平成14（2002）～16（2004）年水準から半減させること、③30kg以上の大型魚の漁獲を同期間の水準から増加させないこと等の措置が実施されています。

平成29（2017）年12月に開催されたWCPFC第14回年次会合では、８～９月に開催された第13回北小委員会で合意されたとおり、①現在の目標である「暫定回復目標」を達成した後の目標として、10年以内に60％以上の確率で初期資源量[＊3]の20％（約13万トン）まで資源を回復させること、②資源評価において、「暫定回復目標」の達成確率が60％を下回った場合には漁獲上限の削減など管理措置を厳しくする一方、逆に75％を上回った場合には漁獲上限の増加が検討可能となる「漁獲制御ルール」が、全会一致で採択されました。

カツオ及び熱帯性マグロ類（メバチ及びキハダ）の資源管理に関しては、我が国が、近年

＊１　日本、中国、韓国、台湾、米国、メキシコ等の科学者で構成。

＊２　親魚資源量推定の対象となっている昭和27（1952）～平成26（2014）年の推定親魚資源量の中間値。

＊３　WCPFCの資源評価では、資源評価上の仮定を用いて、漁業がない場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数値。

日本沿岸へのカツオやメバチの来遊量の減少の主要因は、熱帯水域における外国の大型まき網漁船の漁獲増大にあり、大きな問題であると受け止めている一方で、WCPFCにおいてはカツオの資源状況は良好と評価され、加盟メンバーの大半を占める太平洋島しょ国等は、更なる措置の強化は不要とするなど、我が国の立場とは大きな隔たりがあります。このため、我が国の主張が理解を得られることは難しい状況ですが、平成17（2005）年以降、我が国は一貫して熱帯水域のまき網漁業の管理強化を主張してきた結果、小型魚を多く漁獲してしまう集魚装置（FADs）を用いたまき網漁業の操業の段階的な規制強化や先進国の大型まき網漁船の隻数凍結の措置がとられてきました。

平成29（2017）年８月のWCPFC第13回科学小委員会において、メバチの資源は乱獲状態ではなく、過剰漁獲状態でもないが、資源が減少傾向にあり、また、資源評価結果には大きな不確実性があるため、漁獲死亡率を増やすべきではないとの管理勧告がなされました。これを受け、平成29（2017）年12月の第14回年次会合では、我が国は、科学委員会の勧告に基づき漁獲死亡率を増やすべきではないという主張を行ったことに対し、その他の国は、科学委員会の勧告の「乱獲状態ではなく、過剰漁獲状態でもない」という側面から、規制を緩和すべきとの主張を行い各国の意見の一致が見られませんでした。我が国は、平成29（2017）年末にそれまでの資源管理措置が失効するため、まずは合意に至ることを最重視して議論を主導した結果、平成30（2018）年の１年間の暫定措置として、熱帯水域のまき網漁業については、FADsを用いた操業の禁止期間が緩和される一方、FADsの個数についての年間上限の設定や公海での操業日数の制限を受ける対象船の拡大とともに、従来どおり、先進国の大型まき網漁船の隻数凍結等を内容とする措置が合意されました。また、はえ縄漁業については、メバチの漁獲上限が平成27（2015）・28（2016）年水準に増加（我が国の漁獲上限は１万6,860トンから１万8,265トン）することとなりました。

○東太平洋におけるカツオ・マグロ類の管理（IATTC）

太平洋の東側でカツオ・マグロ類の資源管理を担うIATTCの水域では、我が国のまぐろはえ縄漁船約70隻が、メバチ及びキハダを対象に操業しています。

太平洋クロマグロについては、IATTCはWCPFCと協力して資源管理に当たっており、平成28（2016）年の年次会合では、①商業漁業については、平成29（2017）年及び平成30（2018）年の年間漁獲上限3,300トンを原則とし、２年間の合計が6,600トンを超えないように管理すること、②漁獲のうち30kg未満小型魚の比率が50％以下となるよう努力すること等の保存管理措置が合意されました。

また、平成29（2017）年７月の年次会合では、メバチ及びキハダに関して、まき網漁業の禁漁期間の拡大、はえ縄漁業の国別の漁獲上限の継続（我が国漁獲枠は３万2,372トン）等の措置がとられました。

○大西洋におけるカツオ・マグロ類の管理（ICCAT）

大西洋のカツオ・マグロ類等の資源管理を担うICCATの水域では、我が国のまぐろはえ縄漁船約80隻が、大西洋クロマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガ等を対象として操業しています。

ICCATにおいては、大西洋クロマグロの資源状態の悪化を受け、平成19（2007）年から、西経45度より東側の資源の30kg未満の未成魚を原則禁漁にするなどしてTACを大幅に削減

する等の厳しい保存管理措置をとってきました。その後、資源の回復がみられ（図Ⅱ－３－12）、平成29（2017）年のICCAT科学委員会において、TACを大幅に増加させることが可能と評価されました。これを受け、平成29（2017）年の年次会合で、東側資源は、平成30（2018）年からの３年間で、平成29（2017）年の２万3,655トンから、段階的に引き上げること（平成30（2018）年で２万8,200トン、平成31（2019）年で３万2,240トン、2020年で３万6,000トン）が合意されました。

図Ⅱ－3－12　ICCAT　大西洋クロマグロの東側資源の産卵親魚量の推移

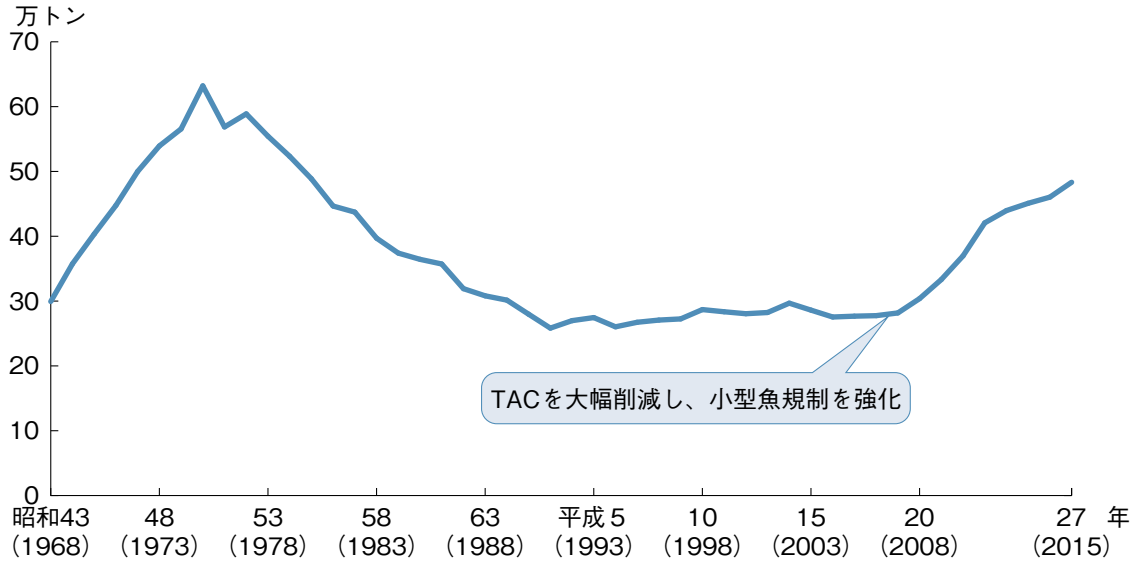

資料：ICCAT調査統計常設委員会（SCRS）2017

○インド洋におけるカツオ・マグロ類の管理（IOTC）

インド洋のカツオ・マグロ類の資源管理を担うIOTCの水域では、約50隻の我が国のかつお・まぐろ漁船（はえ縄及び海外まき網）が、メバチ、キハダ、カツオ等を漁獲しています。

平成29（2017）年の年次会合では、キハダの保存管理措置について、まき網漁船１隻当たりのFADsの数を制限する措置が強化された一方、カジキ類の保存管理措置については、関係国間で合意に至らず採択されませんでした。

なお、IOTCにおいては、熱帯性マグロを対象として、公海における漁業種類ごとの操業隻数を平成18（2006）年レベルに抑制する漁獲能力規制に加え、キハダの漁獲量規制等が導入されています。

○ミナミマグロの管理（CCSBT）

南半球を広く回遊するミナミマグロの資源はCCSBTによって管理されており、また、同魚種を対象として我が国のまぐろはえ縄漁船約90隻が操業しています。

CCSBTでは、資源状態の悪化を踏まえ、平成19（2007）年からTAC[＊1]を大幅に削減したほか、漁獲証明制度の導入などを通じて資源管理を強化してきた結果、近年では資源は回復

＊１　CCSBTでは、資源再建目標を達成するため平成23（2011）年から３年ごとに管理方式（漁獲データなどの資源指標から自動的にTACを算出する漁獲制御ルール）に基づきTACの決定が行われている。

傾向にあると評価されています。平成29（2017）年の年次会合では、前年に合意されたとおり、平成30（2018）年からの３年間、各年のTACを３千トン増の１万7,647トン（日本の割当は約1,400トン増の6,165トン）とすることが確認されました。

（NPFC等の地域漁業管理機関の動向）

カツオ・マグロ類以外の水産資源についても各地域漁業管理機関で管理措置がとられています（図Ⅱ－３－13）。

図Ⅱ－3－13　カツオ・マグロ類以外の資源を管理する主な地域漁業管理機関と対象水域

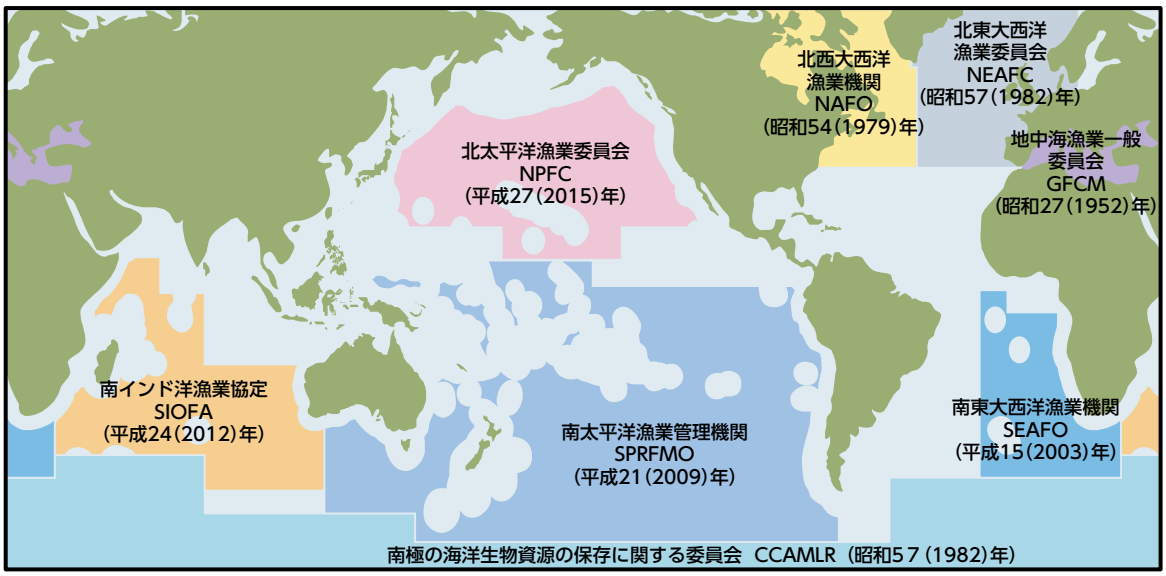

注：１）我が国はSPRFMO及びNEAFCには未加盟
　　２）（　）は条約発効年

特に、平成27（2015）年に発効した北太平洋漁業資源保存条約は、サンマ、マサバ、クサカリツボダイ等の水産資源の保存と持続的利用を目的としており、同条約に基づき設置された北太平洋漁業委員会（NPFC）において、我が国は、関係国等と協調しつつ、主導的な役割を果たしています。

平成29（2017）年７月に開催された第３回会合において、サンマの国別漁獲上限を設定する我が国の提案は時期尚早等の理由から合意が得られませんでしたが、遠洋漁業国・地域による許可隻数の増加を禁止する提案については合意されました。本措置は１年限りとし、平成30（2018）年の次回会合で再度議論されることとなっています。マサバについては、我が国の提案により、可能な限り早期に資源評価を完了し、それまでの間、公海でマサバを漁獲する許可漁船の隻数の増加を禁止する措置が合意されました。さらに、我が国の提案をもとにIUU[*1]漁船リストが採択され、無国籍船23隻の掲載が決定しました。

引き続き、将来的なサンマ資源の減少に対する我が国の懸念を強く訴え、漁獲量の適切な制限等、保存管理措置の更なる強化を働き掛けていきます。

＊１　109ページ参照。

【コラム】日本に馴染みのあるサンマやマサバが地域漁業管理機関で議論される理由

日本近海で漁獲される、我々に馴染み深いサンマとマサバがなぜ公海水域を対象とするNPFCで議論されているのでしょうか。

サンマはマグロ類と同様、高度回遊性魚種と呼ばれ、北太平洋の公海を広く回遊する魚種です。日本は従来、日本EEZ内に回遊してきたサンマを漁獲するとともに、国内での資源管理を推進してきました。しかし、近年は公海域における中国、台湾等の漁獲が多くなり、国際的な資源管理の必要性が高まってきました。

一方、マサバ（太平洋系群）は、日本EEZ内を中心に生息する魚種で、日本はサンマと同様、国内の資源管理を進めてきました。その結果、近年は資源が増加期に入り、日本EEZの外側まで資源がしみ出すようになりましたが、中国等の外国による同一資源の漁獲が増加しており、資源への影響が懸念されています。

以上のように、どちらの魚種も公海域に資源が存在するため、NPFCにおいてこれらの魚種の資源管理が議論されているのです。

図1：サンマの生態分布と回遊

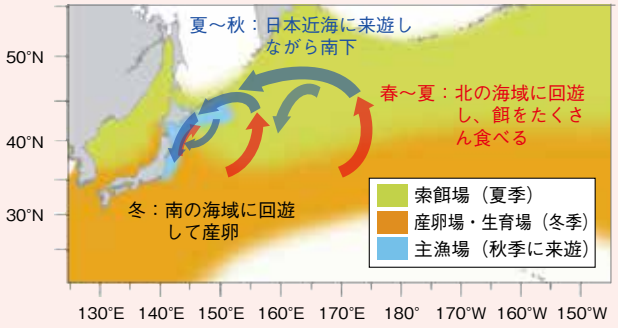

図2：マサバ（太平洋系群）の生態分布と回遊

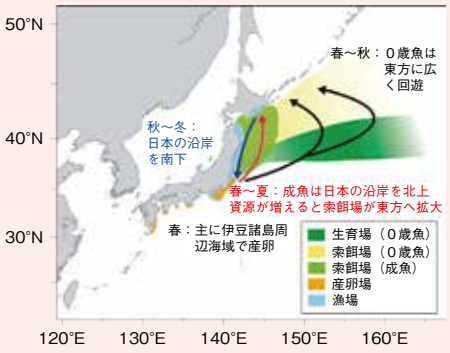

資料：（研）水産研究・教育機構

（IUU漁業の撲滅に向けた動き）

各国や地域漁業管理機関が国際的な資源管理に努力している中で、規制措置を遵守せず無秩序な操業を行うIUU漁業[＊1]は、水産資源に悪影響を与え、適切な資源管理を阻害するおそれがあるため、抑制・根絶に向けた取組が国際的に進められています。

例えば、各地域漁業管理機関においては、正規の漁業許可を受けた漁船等のリスト化（ポジティブリスト）やIUU漁業への関与が確認された漁船や運搬船等をリスト化する措置（ネガティブリスト）が導入されており、さらに、ネガティブリストに掲載された船舶の一部に対して、国際刑事警察機構（ICPO）が各国の捜査機関に注意を促す「紫手配書」を出すなど、IUU漁業に携わる船舶に対する国際的な取締体制が整備されてきています。また、いくつか

＊1　FAOは、無許可操業、無報告又は虚偽報告された操業、無国籍の漁船、地域漁業管理機関の非加盟国の漁船による違反操業など、各国の国内法や国際的な操業ルールに従わない無秩序な漁業活動をIUU漁業としている。

の地域漁業管理機関においては、漁獲証明制度*1によりIUU漁業由来の漁獲物の国際的な流通を防止しています。

二国間においても、我が国とロシアとの間で平成26（2014）年にロシアで密漁されたカニが我が国に密輸出されることを防止する二国間協定が発効したほか、我が国はEU、米国及びタイとIUU漁業対策の推進に向けた協力を確認する共同声明を出すなど、IUU漁業の抑制・根絶を目指した取組を行っています。

こうした中、平成28（2016）年６月、違法漁業防止寄港国措置協定が発効しました。この国際協定は、締約国がIUU漁業に従事した外国漁船の寄港を禁止すること等の寄港国措置を通じて、IUU漁業を抑制・根絶し、水産資源の持続的利用を確保することを目的としています。本協定は、平成29（2017）年５月10日、我が国国会で承認され、同年６月18日に我が国について効力が発生しました。この協定により、広い洋上でIUU漁業に従事している船を探すよりも効率的、効果的な寄港地での取締りが可能となり、IUU漁業の抑制・根絶につながることが期待されます。

（６）二国間等の漁業関係

（ロシアとの関係）

我が国とロシアとの間においては、①サンマ、イカ、スケトウダラ等を対象とした相互入漁に関する「日ソ地先沖合漁業協定」、②ロシア系サケ・マス（ロシアの河川を母川とするサケ・マス）の我が国漁船による漁獲*2に関する「日ソ漁業協力協定」、及び③北方四島の周辺12海里内での我が国漁船の操業に関する「北方四島周辺水域操業枠組協定」の３つの政府間協定を基本とした関係が結ばれています。また、これらに加え、民間協定として、歯舞群島の一部である貝殻島の周辺12海里内において我が国の漁業者が安全にコンブ採取を行うための「貝殻島昆布協定」が結ばれています。

このうち、ロシア系サケ・マスの漁獲については、平成28（2016）年１月からロシア水域における流し網漁業が全面的に禁止され、同水域での我が国のさけ・ます流し網漁業の操業も不可能となりました。このため、さけ・ます流し網漁業の関係地域への影響緩和対策を引き続き総合的に実施しています。

（韓国との関係）

我が国と韓国との間では、「日韓漁業協定」に基づく相互入漁が行われており、毎年開催される日韓漁業共同委員会で、相互入漁条件やサバ類、スルメイカ、タチウオ等の漁獲割当量のほか、日本海の一部及び済州島南部の水域に設定された暫定水域における資源管理と操業秩序の問題について協議を行っています。

韓国との間においては、引き続き我が国のまき網漁船等の操業機会の確保をはじめ、我が国EEZにおける韓国漁船による違法操業、暫定水域の一部の漁場を韓国漁船が占拠している

＊１　漁獲物の漁獲段階から流通を通じて、関連する情報を漁獲証明書に記載し、その内容を関係国の政府が証明することで、その漁獲物が地域漁業管理機関の保存管理措置を遵守して漁獲されたものであることを確認する制度。

＊２　国連海洋法条約においては、サケ・マスのような遡河性魚類について、母川の所在する国がその資源に関する一義的な利益と責任を有することを規定（母川国主義）。そのため、我が国漁船によるロシア系サケ・マスの漁獲については、我が国200海里水域内における漁獲及びロシア200海里水域内における漁獲の双方を日ソ漁業協力協定に基づき実施。

問題の解決等が重要な課題となっています。

平成28（2016）年５月以降、相互入漁条件に関する協議において、これらの問題の解決に向けた両国の意見の隔たりが大きいことから合意に至らず、同年７月以降、相互に入漁をしていない状態が続いており、引き続き協議を行っています。

（中国との関係）

我が国と中国との間では、「日中漁業協定」に基づく相互入漁が行われており、毎年開催される日中漁業共同委員会で、相互入漁における条件や東シナ海の一部に設定された暫定措置水域等における資源管理等について協議を行っています。

近年、東シナ海では、暫定措置水域等における中国漁船の高い漁獲圧力が、水産資源に影響を及ぼしている状況が続いていますが、平成29（2017）年10月以降、相互入漁条件に関する協議は、我が国の漁船による入漁の実績がなく、中国漁船の入漁に偏った実態となっている問題への解決に向けた両国の意見の隔たりが大きいことから合意に至っておらず、引き続き協議を行っています。

（台湾との関係）

我が国と台湾の間での漁業秩序の構築と、関係する水域での海洋生物資源の保存と合理的利用のため、平成25（2013）年に我が国の公益財団法人日本台湾交流協会と台湾の亜東関係協会（現：台湾日本関係協会）との間で、「日台民間漁業取決め」が署名されました。この取決めの適用水域はマグロ等の好漁場で、日台双方の漁船が操業していますが、日本漁船と台湾漁船では操業方法や隻数、規模等が違うことから、一部の好漁場を台湾漁船が占領している問題の解決等が重要な課題となっています。このため、日本漁船の操業機会を確保する観点から、本取決めに基づき設置された日台漁業委員会において、日台双方の漁船が漁場を公平に利用するための協議が行われたものの、十分なものとなっていないため、その改善に向けた協議が継続されています。平成30（2018）年の協議では、好漁場である八重山（やえやま）北方三角水域について日台それぞれのルールで操業できる水域を分け、試行的に操業することとなりました。

（太平洋島しょ国等との関係）

カツオ・マグロ類を対象とする我が国の海外まき網漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、遠洋かつお一本釣り漁業等の遠洋漁船は、公海水域だけでなく、太平洋島しょ国やアフリカ諸国の排他的経済水域（EEZ）でも操業しています。各国のEEZ内での操業に当たっては、我が国との間で、政府間協定や民間協定が締結･維持され､各国との二国間で入漁条件等について協議を行っています。

特に太平洋島しょ国のEEZは我が国遠洋漁船にとって重要な漁場となっていますが､近年、太平洋島しょ国側は、カツオ・マグロ資源から得られる価値を最大限に活用し、国家収入の増大及び雇用拡大を推進するため、入漁料の大幅な引上げ、現地加工場への投資や合弁会社の設立等を要求する傾向が強まっています。また、パラオにおいてEEZを海洋保護区に設定することを目的として2020年以降の外国漁船の商業漁業を全面禁止する国内法が制定されるなど、我が国漁船の入漁をめぐる環境は厳しさを増していますが、様々な機会を活用し、海外漁場の安定的な確保に努めているところです。

（7）捕鯨をめぐる国際情勢

（IWCの状況）

国際捕鯨委員会（IWC）は、鯨類の適切な保存と捕鯨産業の秩序ある発展のために設立された国際機関であり、我が国は、魚類と同様、鯨類は最良の科学的知見に基づいて持続的に利用できる重要な食料資源であるとの考えの下、IWCの下で鯨類資源の持続的利用を目指しています。

しかしながら、IWCでは、長年にわたって、資源管理のための意思決定が何もできない機能不全の状態になっています。

このような状況の中、我が国は商業捕鯨モラトリアムを撤廃して持続的な商業捕鯨を再開するために必要な精度の高い科学的知見を得るため、南極海及び北西太平洋で鯨類科学調査を行ってきています。

【コラム】IWCを「資源管理機関」に戻すために

健全な資源管理機関として最も重要な機能は何でしょうか。それは、最良の科学的根拠に基づき、適時適切に水産資源の保存管理措置を決定できる意思決定機能です。IWCでは、鯨類の持続的利用を支持する国々と、いかなる商業捕鯨の再開にも反対する国々の間で対立が常態化し、鯨類の資源管理について何ら決定が出来ない異常な状態が続いています。

「鯨類資源の適切な保存と捕鯨産業の秩序ある発展」という国際捕鯨取締条約の目的が、立場の違いによる対立のために無実化しているIWCの現状は、「科学的根拠に基づく国際的な資源管理の推進」という我が国の基本的立場からも看過できるものではありません。

平成28（2016）年の前回IWC総会では、我が国が主導して、平成30（2018）年９月の次回IWC総会で結論を得るべく、鯨類に関する根本的な立場の違いを踏まえたIWCの「今後の道筋」の議論を行うことが合意されました。しかしながら、我が国が各国に、透明性のある形で「今後の道筋」を議論することを呼びかけてきたにもかかわらず、反捕鯨国は議論への参加すら拒んでいるのが現状です。このため、我が国は、平成30（2018）年９月に予定されているIWC総会に向け、引き続き「今後の道筋」の議論への参加を反捕鯨国を中心に、全ての関係国に働き掛けています。

図：IWC加盟国の推移

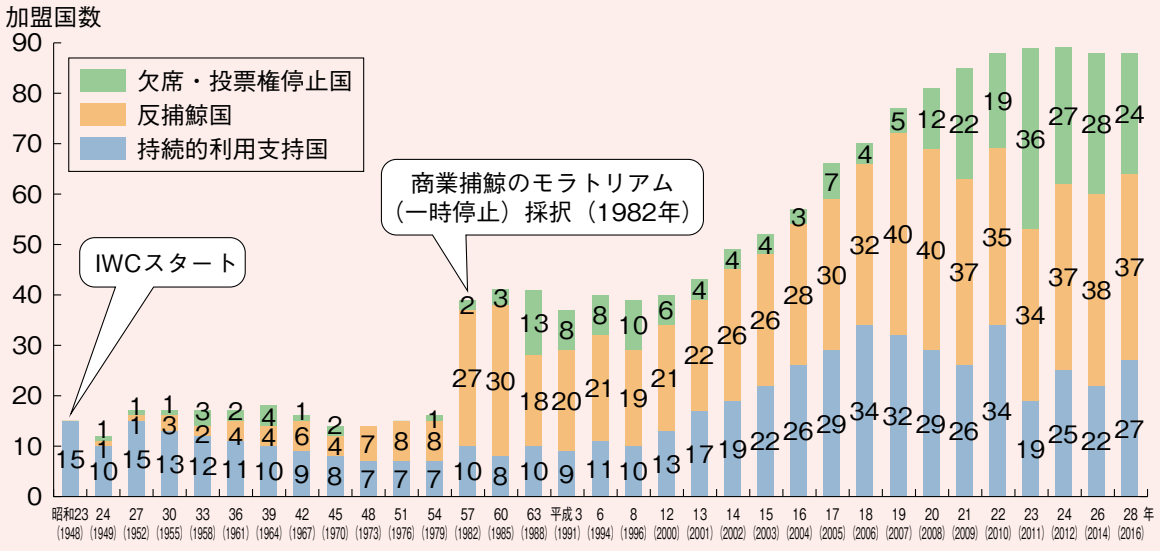

（鯨類科学調査をめぐる動き）

○新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）

クロミンククジラの捕獲枠算出のための生物学的及び生態学的情報の高精度化等を目的とする新南極海鯨類科学調査計画（NEWREP-A）を平成27（2015）年度から実施しています。

表Ⅱ－3－1　新南極鯨類科学調査計画（NEWREP-A）の概要

（1）調査期間
平成27（2015）年度～2026年度

（2）調査目的
① RMP（改訂管理方式）を適用したクロミンククジラの捕獲枠算出のための生物学的及び生態学的情報の高精度化
② 生態系モデルの構築を通じた南極海生態系の構造及び動態の研究

（3）調査海域
南緯60度以南、経度０度～西経120度（右図参照）

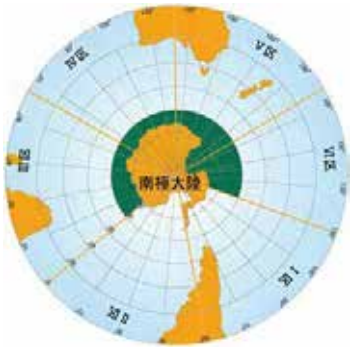

（4）捕獲調査
・クロミンククジラ　年間333頭

（5）非致死的調査
・バイオプシー（皮膚標本）採取
・バイオプシー（皮膚標本）を用いた年齢査定・栄養状態把握
・衛星標識、データロガー

（6）餌生物（ナンキョクオキアミ）資源量調査

（7）妨害活動、悪天候等への緊急対応策の策定

（8）外部調査機関等との連携強化

○北西太平洋鯨類科学調査計画（NEWREP-NP）

日本沿岸域におけるミンククジラのより精緻（せいち）な捕獲枠の算出と、沖合域におけるイワシクジラの妥当な捕獲枠の算出を目的とする新たな計画である北西太平洋鯨類科学調査計画（NEWREP-NP）を、平成29（2017）年から実施しています。

表Ⅱ－3－2　北西太平洋鯨類科学調査計画（NEWREP-NP）の概要

（1）調査期間
平成29（2017）年～2028年

（2）調査目的
① 日本沿岸域におけるミンククジラのより精緻な捕獲枠算出
（既にIWC科学委員会で算出済みの捕獲枠を精緻化）
② 沖合におけるイワシクジラの妥当な捕獲枠算出
（これまでIWC科学委員会では捕獲枠を算出していない）

（3）調査海域
北西太平洋（右図参照）

捕獲調査海域：
水色の海域
非致死的調査海域：
赤枠の海域
（ただし、我が国領海、EEZ及び公海のみ）

（4）捕獲頭数
・ミンククジラ：47頭（網走沿岸域）、80頭（太平洋側沿岸域）、43頭（沖合域）
・イワシクジラ：134頭（沖合域）

（5）非致死的調査手法の実行可能性・有用性の検証
・バイオプシー（皮膚標本）採取
・バイオプシー（皮膚標本）を用いた年齢査定等
・衛星標識

（6）外部調査機関等との連携強化

（「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」の成立）

平成29（2017）年６月23日に、「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律[*1]」が公布されました。

本法は、商業捕鯨の実施による水産業等の発展を図るとともに、海洋生物資源の持続的利用に寄与することを目的とし、鯨類科学調査をその達成のための手段として位置付けています。

この法律において、政府は、鯨類科学調査の基本方針の策定、財政上の補助、実施体制の整備に必要な措置、妨害行為への対応に対する支援等の施策を行うこととされています。

（反捕鯨団体による鯨類科学調査への妨害活動）

これまで、反捕鯨団体である「グリーンピース」及び「シー・シェパード」が、南極海で活動する我が国の鯨類科学調査船団の乗組員の生命を脅かすような危険な妨害行為を行ってきました。

関係府省庁が連携し、調査船団の妨害対策に努めた結果、平成28（2016）年度の調査において、調査船や乗組員の安全を脅かすような妨害行為はありませんでした。一般財団法人日本鯨類研究所等が「シー・シェパード米国」に提起していた妨害差止請求訴訟は、平成28（2016）年に和解が成立しました。この和解では、「シー・シェパード米国」による妨害活動が禁止されるとともに、他のシー・シェパード関係団体への調査妨害を目的とした資金提供が禁止されており、今回の調査の状況に鑑みても、妨害活動への抑止力として一定の効果があったと考えています。

平成29（2017）年８月には、シー・シェパードの創始者であるポール・ワトソンは、毎年行ってきた妨害行為を平成29（2017）年度の調査においては行わないとの声明を発出しましたが、我が国は引き続き状況を注視し、関係府省庁連携の下、十分な安全対策を講じて鯨類科学調査を実施します。

＊１　平成29（2017）年法律第76号

【コラム】鯨とともに生きる～地域の取組～

紀伊半島に位置する和歌山県の太地町は、古式捕鯨発祥の地といわれ、江戸時代初頭に組織的な捕鯨を発展させました。明治に入り古式捕鯨に代わって近代式捕鯨が発達してからも、小型捕鯨業の基地として栄えるだけでなく、南極海の母船式捕鯨業等に数多くの人材を輩出してきました。さらに、産業としての捕鯨は、捕鯨の歴史と文化を伝える有形・無形の文化を生み、脈々と受け継がれてきました。

このように捕鯨業や関連産業が町の一大産業であった太地町にとって、IWCにおいて昭和63（1988）年に、我が国も商業捕鯨モラトリアムを受け入れたことは大きな打撃であり、苦渋の末に、IWCの規制の対象外であるイルカなどの小型捕鯨を対象とした漁業に活路を見出すこととなりました。反捕鯨団体の妨害活動に住民の生活が脅かされたこともありましたが、法令と科学的根拠に基づきいるか漁業を続けてきており、将来的に我が国における鯨研究の拠点となることを核とした町づくりを目指しています。

こういった歴史を背景に、熊野灘地方では、小型鯨類の捕獲のほか、日常の食卓に供される鯨料理、銛に見立てた棒を使って捕鯨の様子を表現するくじら踊り、航海安全や大漁を祈願する神事、鯨に対する感謝と慰霊のための鯨供養祭、そして博物館における勢子船や古式捕鯨道具といった貴重な資料の保護・展示など、日々の生活の中でごく自然に捕鯨文化を継承しています。また、このような伝統を観光に活かすなど、鯨の町として町おこしを進めています。

これらの取組が評価され、和歌山県の新宮市、那智勝浦町、太地町及び串本町の捕鯨文化に関するストーリー「鯨とともに生きる」が日本遺産に認定されました。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」とともに、地域の誇りとして、活性化の一翼を担っています。

太地浦くじら祭：特設舞台で鯨に関する郷土芸能を披露

太地浦勇魚祭：太地浦で行われていた古式捕鯨を鯨模型と勢子船で再現

盆供養花火大会：養父でのくじら踊り（綾踊り）

（写真提供（全て）：太地町）

（8）海外漁業協力

我が国は、我が国漁船にとって重要な漁場を有する国や海洋生物資源の持続的利用原則を共有する国を対象に、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、水産業の振興や資源管理を目的として水産無償資金協力（水産関連の施設整備等）及び技術協力（専門家の派遣や政府職員等の研修の受入れによる人材育成・能力開発等）を実施しています。

また、我が国の漁船が入漁している太平洋島しょ国等の沿岸国に対しては、民間団体が行う水産関連施設の修繕等に対する協力や水産技術の移転・普及に関する協力を支援しています。

さらに、東南アジア地域における持続的な漁業の実現のため、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）への財政的・技術的支援を行っています。

（9）外国人技能実習制度

外国人技能実習制度については、平成29（2017）年11月１日、人材育成を通じた開発途上地域等への技術等の移転による国際協力の推進を目的とした「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律[*1]」が施行され、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護が一層図られることとなりました。

水産業においては、漁業・養殖業における９種の作業[*2]及び水産加工業における８種の作業[*3]について技能実習が実施されており、技能実習生は、現場での作業を通じて技能等を身に付け、開発途上地域等の経済発展を担っていきます。

国は、海上作業の伴う漁業・養殖業について、その特有の事情に鑑みて、技能実習生の数や監理団体による監査の実施に関して固有の基準を定めるとともに、平成29（2017）年12月13日、漁業技能実習事業協議会を設立し、事業所管省庁、監理団体・実習実施者及び技能実習生の関係者が協議して技能実習生の待遇を定め、その保護を図る仕組みを設けるなど、漁業・養殖業における技能実習の適正化に努めています。

＊１　平成28（2016）年法律第89号
＊２　かつお一本釣り漁業、延縄（はえなわ）漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、曳網（ひきあみ）漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業及びホタテガイ・マガキ養殖作業
＊３　節類製造、加熱乾製品製造、調味加工品製造、くん製品製造、塩蔵品製造、乾製品製造、発酵食品製造及びかまぼこ製品製造作業